

通し 番号	整理 番号	意見分類	意見内容（原文のまま）	市の考え方
1	1	導入機能	蔦屋書店の誘致	商業施設の導入は予定しておりません。
2	2	導入機能	大船駅を下車し雑踏から逃れホットー息入れたい距離にあります。出来ましたらベンチや池のある洋風の森林公園にさせていただけたら嬉しいです。近くにバスロータリーも有り公共機関は便利ですが私は健康の為に80近くですが用事や買い物帰り関谷まで歩く様に心がけています是非これからの高齢者の健康維持増進の環境づくりの為に帰りの途中にホットー息入れられる様な場所にして頂けたら有り難いです。宜しくお願い致します。	施設の整備にあたり、「広場的空間・交流空間」については、いただいたご意見を踏まえて検討を進めたいと思います。
3	3	導入機能	兵庫県芦屋市にある打出公園(通称おさる公園)がリニューアルされ、とても素晴らしい場所になりました。公園と隣接している図書館と行き来できるようになり、図書館の外には庭園でコイが泳いでいて、とても癒される場所に。図書館内では100円でコーヒー、ココア等のコーヒーマシーン、フリースペース、赤ちゃんが本を読んだり、時には何かのイベントとして使えるような畳のお部屋、2階には自習室。公園は綺麗に整備された遊具。人やペットの憩いの場に。老若男女が使える素敵な空間になりみんな幸せそうに利用していました。鎌倉にはまず公園が少なすぎる。子供が安心して遊べる公園は必要です。ぜひ、芦屋の打出公園の様な場所を検討していただきたいです。芦屋市市長の高嶋さんのInstagramから画像を引用させていただきました。とても参考になりますので、目を通していただけたら嬉しいです。	施設の整備にあたり、「広場的空間・交流空間」については、いただいたご意見を踏まえて検討を進めたいと思います。
4	5-1	導入機能	1 正式な卓球競技が可能なスペースの確保 資料では卓球利用を想定した「ファンルーム」のイメージが示されていますが、将来的に玉縄青少年会館の代替機能を担い、結果として玉縄青少年会館を廃止する方向性を想定しているのであれば、単なるレクリエーション用途にとどまらず、正式な卓球競技が可能となる十分な広さおよび天井高を確保してください。また、卓球競技の特性上、現在の玉縄青少年会館3階のように日差しが直接入る環境よりも、地下階や崖地に隣接する日差しの入らない空間の方が競技に適していると考えております。当該用地は崖地を含む地形であることから、地下階や崖地隣接部分など、卓球競技に適した環境を確保しやすい土地形質であると考えております。さらに、卓球は幅広い世代が安全に楽しめるスポーツであり、地域の健康増進や青少年の健全育成にも寄与する競技であることから、地域のスポーツ拠点としての機能を果たせる質の高い競技環境の整備を強く望みます。	本計画においては、卓球に限らず、特定の競技や用途に特化した施設整備を予定しておりません。なお、掲載している卓球の写真は、利用例を示したものです。
5	5-2	導入機能	2 卓球台4台以上を常設できる面積の確保 現在の玉縄青少年会館では卓球台4台を設置しており、利用者にとって重要な活動環境となっています。近年の部活動改革により、学校外で卓球の活動場所を求める中高生が増加していることから、将来の需要増も見据え、玉縄青少年会館と同等、またはそれ以上の環境として、常時4台以上の卓球台を設置できる十分な面積を確保することを要望します。	本計画においては、卓球に限らず、特定の競技や用途に特化した専用施設の整備を予定しておりません。
6	5-6	導入機能	6 まとめ(全体要望) 大船駅近郊という利便性の高い立地を活かし、部活動改革により活動場所が限られている中高生にとって、「学校でも家庭でもない第三の居場所」として機能する施設となるよう、上記の点を計画および設計に反映していただきますようお願い申し上げます。また、更なる地域の卓球競技の普及にもご協力いただけますようお願いいたします。	大船駅近傍の立地を活かし、中高生にとって「学校でも家庭でもない第三の居場所」として機能する空間の整備を目指してまいります。

7	6-3	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなのロビーとコミュニティ・カフェが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近にバスセンターがありますが、バス便が減少する昨今、乗り換えで1時間近く待たなければならないケースが増えています。 ・バスセンターは屋根こそありますが吹きさらしで、不自由です。きちんと日差しや風から身を守れ、安心して腰を下ろせる、休息できる場所が必要です。 ・人がちゃんと見守って声掛けをして、ちょっと話せる場、飲食もできる場としてコミュニティ・カフェが必要です。 ・地域情報や緑地散策・活用の拠点、案内となる場所が必要です。 ・ちょっとしたお弁当販売、鎌倉野菜の販売などができると、高齢者から子育てファミリーなどあらゆる世代の人が助かります。 	施設の整備にあたり、「広場的空間・交流空間」「フリースペース他」の具体的な仕様については、ご意見を踏まえて検討を進めてまいります。
8	6-4	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●ちょっとした相談の場所が必要です。玉縄地域は福祉や行政サービスに関して相談できる場所が駅近にありません。地域包括、障害の地域相談室、子育て相談、未病センター（健康相談）などの医療・福祉相談の場が必要です。 ・予約図書の受け渡しの場がほしいです。 ・図書のコーナーもあればよいです。 ・相談室も必要です。 <p>相談やソーシャルワークのゲートウエー（入口）が日替わりであるイメージです。</p>	本計画においては、導入は予定しておりません。
9	6-5	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●駅に近い場所は、働くファミリー世代のために、保育園が必要です。 	大船駅近傍という立地特性を活かし、保育ニーズについては、「認可保育所（一時預かり事業を含む）又は小規模保育所」の導入を計画しております。
10	6-6	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の居場所（交流スペース）は必要です。学校が終わって塾へ行くまでの時間、安全に過ごせる場所、親が帰ってくるまで寂しくなく過ごせる場所が必要です。ただ、小さなスペースでもみんなのロビーとは分ける必要があります。フロア分けなどの配慮が必要です。ただし、それだけですべてになってはいけません。居場所があって、多世代交流もできる、そんな場であってほしいと思います。 	放課後等の居場所というニーズについては、「広場的空間・交流空間」にユースセンター機能の追加を計画しております。主に中高生が自由に集う場所を確保しつつ、世代を問わず誰もが安心して利用できる空間の整備を目指してまいります。
11	6-7	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の場もあればそれはありがたいです。今の青少年会館が時間でみんなの生涯学習の場となるように。特に、玉縄学習センターにない、音楽室や美術室があるのがありがたいです。 	本計画においては、導入は予定しておりません。
12	6-8	導入機能	<ul style="list-style-type: none"> ●駅に近いので、医療関係のテナントが入っても悪くないと思います。維持費を稼げます。 	施設のテナント利用は予定しておりません。

13	5-5	計画全般	<p>5 青少年施設の将来像および玉縄青少年会館と玉縄消防出張所合築計画の明確化</p> <p>鎌倉市議会 令和7年12月定例会における岡田かずのり議員の一般質問では、玉縄青少年会館と玉縄消防出張所との合築について取り上げられ、こどもみらい部長から「合築を基本としつつ、関係機関や利用者と協議していく」との答弁があったと承知しております。</p> <p>しかしながら、本計画には、・玉縄青少年会館をどのように扱うのか（存続・移転・本施設を代替にして廃止）・消防出張所との合築を本計画に組み込むのか ・岡本二丁目用地青少年施設との役割分担をどう整理するのかといった点が明確に示されておられません。</p> <p>現状、玉縄青少年会館の1階は青少年の拠り所スペースとして機能しており、私たちの卓球団体が活動する前に、中高生会員が1階で宿題や交流をしたり、会員外の中高生同士が自然に交流したりする姿が日常的に見られます。このような「居場所」としての機能は、単体の運動施設では代替できない重要な役割を果たしています。そのため、岡本二丁目用地の新施設と、玉縄青少年会館・玉縄消防出張所の合築施設という2拠点体制とすることのメリットが利用者としては見だしにくく、施設配置の合理性や役割分担が不明確なままです。2拠点とする必要性や効果、または一本化の可能性についても含め、青少年施設の将来像を利用者に分かりやすく示していただくことを強く求めます。</p>	<p>玉縄青少年会館の今後の在り方や、岡本二丁目用地との役割分担については、現時点では結論に至っておりません。引き続き検討を進めてまいります。</p>
14	6-2	計画全般	<p><活用の課題></p> <p>●岡本2丁目用地は、本来開発ができない土地でした。しかし、鎌倉市が開発許可を出してしまった結果、地域住民は開発業者に非常に長い間、悩まされることになりました。活用はこうした地域の経緯を踏まえ、みんな（年齢層や属性や目的を限定しない）、が気持ちよく使えるオープンな場があることが大前提です。</p>	<p>公共施設として求められる整備を進めてまいります。</p>
15	6-9	計画全般	<p><全体に関して></p> <p>あらゆる世代が活用するために、きちんと地域ニーズを掘り起こしてほしいです。そのために玉縄地域の様々な場所で、課題を明示しつつ、解決策やニーズの掘り起こしのヒアリング、ワークショップなどを丁寧にする必要があると思います。対立から対話へ。発想を変えさえすれば、土地の課題も、活用の課題も対立も解決は近いと感じています。</p>	<p>地域における課題解決のために、丁寧な対応を心がけていきます。</p>

16	7	計画全般	<p>前基本計画から10年余りそれ以前の開発計画から数えると20年余（？）の期間が過ぎて現地はあのように荒れ果てて、無残な姿をさらしています。いい加減に対立を終息させ寄付した事業者が望んだように地元玉縄住民のためになる場所を早く整備することが行政の仕事ではないでしょうか。長期に渡って放置したことは住民の利益も大幅にそこなうことになっていたことを反省してほしいと思います。その原因の一つは登記簿上の隣地土地所有者との話し合いが十分に行われてこなかったことでしょうか。その代わりに裁判・調停などの手法で強引に進めようとしたやり方であったのではないのでしょうか。もちろん議会の承認はあったとはいえ……。</p> <p>公的不動産利活課（？）や関連原局の道路課等がメンツにこだわって無理やり交渉を進めたためではないでしょうか。情報では隣地土地所有は現地の一部を寄付したい旨を申し出ていたとも聞きます。このようなタイミングで対立から解決への方策がとれたと思うのですが残念ながらより厳しい対立へと向かってしまったようです。現地を有効利用するにあたっては隣地土地所有者の協力が無いと進められないと理解しています。早急に行政側は、今回の当該原局以外に全庁的に関連部門を集め、協議の場の設定を組織することが必要でしょう（当該原局は過去の経緯を十分に把握していないように感じます）。今回の目的にもあるように、10年前とは時代のニーズが変わっています。少子化が進み、高齢化社会に拍車がかかり、その方たちの居場所もより必要となってきました。また、バスの減便などで通学者や買い物客も含めた全世代が時間調整のための居場所を求めています。これらのことを考慮した時に今回のこども未来部子供支援課だけのパブコメではなく他の部門のこともカバーするパブコメが必要と考えます。これらを総合的に検討する組織体を作ってニーズを広く集めてください。隣地土地所有者も参画してもらおうのも考慮するべきでしょう。</p> <p>上にも述べましたが当然地元玉縄地域の要望もしっかりつかんでください。現状では不十分だと思います。争いごとはやめて解決に向かってください。さらなる無駄な時を積み重ねないでください。以上</p>	<p>いただいたご意見も含め、今後とも事業を進めてまいります。</p>
17	4-1	その他	<p>新規性について ・新語の取り扱いをもう少し詰めて欲しいです。新語として、AI導入・スマート化等に言及されていますが、対象業務／期待効果／前提条件が示されないため、あえて言及しなくとも良い/もしくはは仔細に書くべきと感じます。該当：-29- 施設内機能配置 (AI導入等)</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、文言の選択を検討します。</p>
18	4-2	その他	<p>有用性について ・ユースセンターの定義をはっきりできませんか。 ユースセンターの説明が、P26（3）交流機能で限定的に定義されておりますが、これが、これから鎌倉市としての定義となるのでしょうか。長野県が示すような定義が別であるか、COCORU鎌倉など既存施設と紐付けて記載するのが良いと考えます https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/youth/youth_center.html 該当：-25- 認可保育所等の検討方針</p>	<p>本市として特定の定義を設けているものではないかと考えています。中高生の居場所としての趣旨を分かりやすくお伝えするため、便宜的に当該用語を使用しているものです。 また、具体的なイメージといたしましては、令和6年11月に開所した「中高生の居場所COCORUかまくら」のような環境づくりを想定しております。</p>

19	4-3	その他	<p>正確性（表記）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト面の表記は見直せませんか。コスト水準の根拠が不明確な表現（伝聞）が含まれます。「業界では約100万円/m²の覚悟が必要とされている」は計画の実施可否に直結する事象ながら、どの業界か、業界とは？などの出典・言及の対象・その情報の信頼度など、前提条件が示されていません。あえて記載する必要はないと考えます。該当：概算事業費の説明（100万円/m²の言及） ・デフレーターの記載は見直せませんか。建設工事費デフレーター参照の旨はありますが、参照系列／参照時点／採用値が特定できず、再現性が担保されません。該当：デフレーター説明の段落 	<p>いただいたご意見を踏まえ、誤解を招かないように、説明方法等に工夫してまいります。</p>
20	4-4	その他	<p>明瞭性（読みやすさ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14ページの図表が前ページと重複しています。 	<p>ご指摘を踏まえ、図表を修正します。</p>
21	4-5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・比喩表現が要件説明と混在し、要求水準が不明確です。「駆け込み寺的な場」等は方向性としては理解できますが、具体サービス・空間要件・体制に翻訳されていません。これはユースセンターの概念定義の不足も一因と考えます。該当：-9- 導入機能イメージの記述 	<p>ご意見を踏まえ、比喩表現の使用について検討します。</p>
22	4-6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・図表の読み取り条件（単位・範囲・出典）が不足しています。人口動向図は数値列が示されますが、人口自体が微増微減にとどまり、加えて、未就学児人口はグラフ化されていないなど、図表が並列に出揃っていない／その出典の明示が弱く、読み手が検証できません。10年単位など、最新の人口以外は、マスタープランや白書ベースのデータへ更新してはいかがですか。該当：-32- 玉縄地域人口動向 図付近 	<p>ご指摘を踏まえ、採用したデータの説明方法を工夫してまいります。</p>
23	4-7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象語が多く、実行内容（主体・対象・方法）が特定できない記述があります。「スマートな（賢い）考え方」「セクショナリズムを取り払う」等は理念に留まり、鎌倉市の行政計画文書として、ここで言及すべき具体性（この施設で/誰が何をするか）が不足しています。該当：-28- 配置・ゾーニングの考え方 	<p>いただいたご意見を踏まえ、文言の選択を検討します。</p>
24	4-8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・誤字を直して欲しいです。「早いから民間が参入できるような…」 <p>該当：-30- PPP/PFI言及箇所</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
25	5-3	その他	<p>3 体育館と同等の安全性を備えた床面仕様と清掃体制の整備</p> <p>卓球やダンス、空手などの軽運動を安全に行うため、床材は体育館と同等の滑りにくい素材とし、さらに衝撃吸収性を備えた仕様としてください。</p> <p>また、玉縄青少年会館ではワックスがけのたびに床面が滑りやすくなり、怪我の原因となっている状況があります。このような事故防止の観点から、適切な清掃用具の配備および安全性に配慮した清掃体制の整備を強く要望いたします。</p>	<p>安全性につきましては、一般的に求められる基準・仕様を満たすよう整備する考えです。正式な競技に対応するような特別な耐久性や仕様まで想定しているものではありません。</p>
26	5-4	その他	<p>4 玉縄青少年会館と同等の施設利用料の設定</p> <p>玉縄青少年会館では、青少年登録団体として活動しているため、施設使用料の減免措置が適用されています。本施設が玉縄青少年会館の代替機能を担うのであれば、現行と同等の利用料体系および減免制度の継続を強く望みます。</p> <p>また、現状の玉縄青少年会館では、青少年と一般の大人が交流しながら練習を行う環境が確保されており、地域の健全なスポーツ活動に寄与しています。</p> <p>このような交流の機会が今後も継続できるよう、利用料体系や運用面において現行と同等の環境が維持されることを要望いたします。</p>	<p>計画において、広場的空間・交流空間は玉縄青少年会館の代替施設に限定した検討はしておりません。ユースセンター機能は、主に中高生が自由に集い、個々の活動に利用できる汎用的なスペースとして整備することを想定しております。団体登録や利用料の徴収は予定しておりません。</p>

27	6-1	その他	<p><土地に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「岡本2丁目用地」は登記の整理ができていません。 ・筆界確定（登記的な境界の確定）がなされておらず、境界が決まっています。 ・したがって活用できる総面積が不明。建物の大きさも決められません。 ●岡本2丁目用地（市が所有権があると主張している土地）の間口（接道部分）6mは、隣接土地所有者の所有する土地（259-3）が令和5年に登記されています。 ・これにより岡本2丁目用地は接道部分（間口）が3m程度しか確保できません。これでは公共施設は建てられません。 <p>上記の問題を話し合いにより解決する必要があります。それは裁判だけではできません。話し合いのテーブルを設ける必要があります。</p>	<p>登記の整理ができていないこと、令和5年に隣接土地所有者の土地が分筆されていることは承知しており、課題解決に向けた手続きを行っているところです。今後も課題の整理に努めてまいります。</p>
----	-----	-----	---	--